



福岡医発第 2276 号（総）
平成 28 年 11 月 11 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

中小企業向け個人情報保護法全国説明会開催等について

標記の件につきまして、福岡県保健医療介護部長より別添のとおり通知がまいりましたのでお知らせいたします。

本通知は昨年 9 月に成立した個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 65 号）の全面施行（来年春頃の予定）後は、現在、個人情報取扱事業者から除外されている「5,000 人分以下個人データ取扱い」に係る中小規模の事業者についても等しく個人情報取扱事業者として個人情報保護の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）の適用対象となることから、新たに対象となる中小企業や小規模事業者を対象に、個人情報保護法の基礎から今次改正の内容までを紹介する説明会を開催する旨のご案内です。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、会員への周知方ご高配賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、参加に際しましては、別紙参加申込書により直接お申込み下さい。

記

<福岡県>

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 平成 29 年 3 月 2 日（木）13：30～16：00 |
| 2. 場 所 | 福岡県中小企業復興センタービル 大ホール
(福岡市博多区吉塚本町 9-15) |

小郡三井医師会より

個人情報保護担当理事 榎藤秀之
会長 白石恒明

28医指第2204号

平成28年11月1日

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会长
一般社団法人福岡県私設病院協会长
一般社団法人福岡県精神科病院協会长
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)



中小企業向け個人情報保護法全国説明会の開催等について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記について、厚生労働省医政局より別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。
つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

【担当】

医療指導係 佐藤、長田

TEL 092-643-3274

FAX 092-643-3277



事 務 連 絡

平成28年10月27日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課

中小企業向け個人情報保護法全国説明会の開催等の送付について

昨年9月に成立した個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）の全面施行（来年春頃の予定）後は、現在、個人情報取扱事業者から除外されている「5,000人分以下個人データ取扱い」に係る中小規模の事業者についても等しく個人情報取扱事業者として個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の適用対象となります。そのため、新たに個人情報保護法の適用を受けることとなる中小規模事業者に対する個人情報保護法の周知啓発が強く求められているところです。

そこで、今般、個人情報保護委員会では、全国47都道府県において各1回以上、主に中小規模の事業者の方々を対象に、個人情報保護法の基礎から今次改正の内容までを紹介する説明会を開催する旨のご連絡をいただきました。

つきましては、先日、個人情報保護委員会より報道各社向けに提供された説明文書を別添の通り送付いたしますので、ご確認のうえ、貴管下の医療機関等、特に今次改正により新たに個人情報取扱事業者となる皆様に周知、参加推奨いただけますようお願いいたします。

以上

（問い合わせ先）

厚生労働省医政局総務課 吉田、家田

TEL：03-5253-1111

FAX：03-3501-2048



中小企業、小規模事業者のみなさまへ



平成**29**年
※春頃より

すべての事業者に 個人情報保護法が適用されます!

※改正個人情報保護法の施行日は平成 29 年春頃を予定しています。



自分の会社がお客様や従業員の個人情報を
適切に取り扱っているか、今のうちから確認しておきましょう。

個人情報保護法の**5**つの基本チェックリスト

その**1** 個人情報を**取得する**時のルール

個人情報を取得する際、何の目的で利用されるかご本人に伝わっていますか?



その**2** 個人情報を**利用する**時のルール

取得した個人情報を決めた目的以外のことに使っていませんか?



その**3** 個人情報を**保管する**時のルール

取得した個人情報を安全に管理していますか?



その**4** 個人情報を**他人に渡す**時のルール

取得した個人情報を無断で他人に渡していませんか? ※委託の場合は除きます。



その**5** 本人から個人情報の**開示を求められた**時のルール

「自分の個人情報を開示してほしい」とご本人から言われて、断っていませんか?



全部チェックできなくても、
これから対応すれば問題ありませんので、
安心してください



詳しい解説は裏面へ

2016年10月

個人情報保護委員会



現在、適用除外とされている小規模事業者(保有する個人情報が5000人以下の企業)も、法改正により**平成29年春頃からは個人情報保護法の対象**となります。

個人情報保護法の5つの基本チェックリストの解説

その1 個人情報を取得する時は、何に使うか目的を決めて、本人に伝える。

- 企業が個人情報を利用するにあたっては、あらかじめ利用目的を特定する必要があります。(例：購入商品の配送のため)
- 個人情報を取得する時は、特定した利用目的を本人に伝えるか、あらかじめHPや店頭での掲示などで公表する必要があります。
- ただし、個人情報を取得する状況において利用目的が明らかであれば、逐一相手に伝える必要はありません。
(例：配送伝票にお客様が氏名・住所等を記入する場合などは配送目的で利用することは明らか)

その2 取得した個人情報は決めた目的以外のことには使わない。

- 取得した個人情報は特定した利用目的の範囲内で利用する必要があります。
(例：商品を配送するためだけに取得したお客様の住所を使って、自社の商品の宣伝はできません。)
- そのため、個人情報の取得にあたっては、何に使うか利用目的をしっかりと考えたうえで、本人に伝えましょう。
- また、すでに取得している個人情報を特定した目的以外のことに利用したい場合は、あらかじめ本人の同意を得てください。

以下、個人情報をデータベース化(特定の個人を検索できるようにまとめたもの)した場合のルール

(例：パソコンの管理ソフトでまとめる、50音順の名簿を作成する)

その3 取得した個人情報は安全に管理する。

- 個人情報をパソコンで管理したり、名簿等にまとめた場合は、安全に管理する必要があります。
(例：電子ファイルであればパスワードを設定する、ウィルス対策ソフトを入れる。紙媒体であれば施錠できるところに保管する。)
- また、従業員が会社の保有する個人情報を私的に使ったり、言いふらしたりしないよう、社員教育を行いましょう。

その4 個人情報を他人に渡す際は、本人の同意を得る。

- 個人情報を他人(本人以外の第三者)に渡す場合は、原則、本人の同意が必要になります。
- ただし、以下の場合等は本人の同意を得なくても、個人情報を他人に渡すことができます。
 - ・法令に基づく場合(例：警察からの照会)
 - ・人命に関わる場合で本人から同意を得るのが困難なとき(例：災害時)
 - ・業務を委託する場合(例：商品配送のために配送業者にお客様の氏名・住所を渡す場合)

その5 本人からの「個人情報の開示請求」には応じる。

- 会社が保有している個人情報について本人から開示や訂正等を請求されたら、企業は対応しなければなりません。
- また、その個人情報の利用目的を問われた場合に、しっかりと答えられるようにしておきましょう。

個人情報保護法は企業の個人情報の取扱いのルールを定めた法律です。
平成27年9月に改正され、平成29年春頃に全面施行を予定しています。
具体的な施行日は決まり次第、個人情報保護委員会のウェブサイト等でお知らせいたします。



個人情報を適切に取り扱って、お客様や従業員からの信用を守りましょう。

個人情報とは

生存する個人に関する情報で「ある特定の人物」のものだとわかるもの。企業が氏名と紐づけてその人物の情報を管理していれば、基本的にそれらは全てその人物の個人情報に当たります。(例：従業員Aの氏名、住所、連絡先、家族構成、取得資格等を企業が管理していれば、それらは全て従業員Aの個人情報となります。)

詳細は個人情報保護委員会ホームページをご覧ください。

個人情報保護委員会

検索

上のルールや個人情報保護法で
わからないことがあれば、こちらにご相談ください。

個人情報保護法質問ダイヤル

「個人情報保護法」の解釈や制度一般に関する疑問にお答えしています。

電話 03-6457-9849

受付時間：9:30～17:30(土日祝日及び年末年始を除く)

また、マイナンバーのトラブルは、
マイナンバー苦情あっせん相談窓口にお問合せください。

マイナンバー苦情あっせん相談窓口

電話 03-6457-9585

受付時間：9:30～17:30(土日祝日及び年末年始を除く)

平成28年10月14日
個人情報保護委員会

中小企業向け個人情報保護法全国説明会の開催について

中小企業向け個人情報保護法全国説明会の開催について、御報告いたします。

1. 概要

個人情報保護法の改正により、取り扱う個人情報の数が5000人分以下の事業者に対する適用除外の制度が廃止され、個人情報を取り扱う全ての事業者が個人情報保護法の対象となります。

そこで、個人情報保護委員会事務局では、新たに個人情報保護法の対象になる中小企業や小規模事業者に対して制度の周知徹底を図ることを目的に、個人情報の取扱いに関する基本的なルールを紹介する説明会を地方公共団体等と共同して全国で開催します。

2. 対象者

- ・ 中小企業者
- ・ 小規模事業者
- ・ 個人事業主
- ・ 個人情報保護法に関心のある方

3. 開催日程（予定）

別紙のとおり

【問い合わせ先】

個人情報保護委員会事務局広報担当

岡崎、山田

電話：6457-9752

北海道	平成28年11月30日	水	14:00 ~ 16:00	北海道第二水産ビル 8AB会議室
青森県	平成28年12月1日	木	14:00 ~ 15:30	ラ・プラス青い森 メープル
岩手県				調整中
宮城県				調整中
秋田県	平成28年11月15日	火	13:30 ~ 15:30	ホテルクラウンパレス秋北 2階「孔雀の間」
秋田県	平成28年11月16日	水	10:00 ~ 12:00	秋田ビューホテル 4階「飛翔の間」
秋田県	平成28年11月16日	水	14:30 ~ 16:30	横手セントラルホテル 2階「翔光の間」
山形県				調整中
福島県				調整中
茨城県	平成28年11月8日	火	14:00 ~ 15:30	日立シビックセンター 多目的ホール
茨城県	平成29年1月26日	木	14:00 ~ 15:30	土浦市民会館 小ホール
茨城県	平成29年2月10日	金	14:00 ~ 15:30	県立県民センター 小ホール
栃木県	平成28年10月28日	金	14:00 ~ 16:00	とちぎ健康の森 講堂
栃木県	平成29年1月11日	水	14:00 ~ 16:00	とちぎ健康の森 講堂
群馬県	平成28年12月15日	木	14:00 ~ 15:30	群馬県庁 292会議室(29階)
埼玉県	平成29年1月30日	月	14:00 ~ 15:30	さいたま共済会館 601・602
千葉県	平成29年1月20日	金	14:00 ~ 15:30	千葉県教育会館 大ホール
東京都	平成28年12月13日	火	午後予定	東京ビックサイト
神奈川県	平成29年2月24日	金	14:00 ~ 16:00	横浜情報文化センター 情文ホール
新潟県	平成28年11月24日	木	14:00 ~ 16:00	自治会館講堂
新潟県	平成29年1月13日	金	14:00 ~ 16:00	ハイク長岡(長岡産業交流会館)
富山県	平成28年11月10日	木	13:30 ~ 16:00	農協会館ホール
石川県	平成29年1月23日	月	13:30 ~ 16:00	石川県地場産業振興センター 第5研修室
福井県	平成29年2月16日	木	13:30 ~ 14:45	(公財)ふくい産業支援センター
福井県	平成29年2月17日	金	10:30 ~ 12:00	小浜商工会議所
山梨県	平成28年12月1日	木	13:30 ~ 15:00	山梨県自治会館
長野県	平成29年1月19日	木	13:30 ~ 15:30	長野県庁 講堂
岐阜県	平成28年11月4日	金	13:30 ~ 15:00	ふれあい福寿会館 302大会議室
静岡県				調整中
愛知県	平成28年12月1日	木	14:00 ~ 15:20	愛知県産業労働センター(ウインクあいち)18階 セミナールーム
三重県				調整中
滋賀県	平成28年11月7日	月	13:30 ~ 15:00	ホテルニューオウミ 大宴会場 おうみ
京都府	平成29年1月26日	木	午後予定	京都府民総合交流プラザ 京都テルサ テルサ ホール
大阪府	平成29年1月25日	水	13:30 ~	国民會館 大ホール
兵庫県	平成28年11月9日	水	15:00 ~ 16:00	神戸商工会議所 3階会議室
奈良県	平成29年1月30日	月	14:00 ~ 15:30	奈良県橿原文化会館 小ホール口
和歌山県	平成29年2月2日	木	14:00 ~ 15:30	県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛 大ホール
鳥取県	平成28年12月13日	火	15:00 ~ 16:30	とりぎん文化会館 第1会議室
島根県				調整中
岡山県	平成28年11月18日	金	13:30 ~ 15:00	ANAクラウンプラザホテル岡山1階 曲水
広島県	平成28年11月17日	木	13:30 ~ 15:00	メルパルク広島 6階 平成
山口県	平成28年11月14日	月	13:30 ~ 15:00	山口県健康づくりセンター
徳島県	平成28年12月5日	月	13:30 ~ 15:30	徳島グランヴィリオホテル
香川県	平成28年10月18日	火	14:30 ~ 15:50	ホテルパールガーデン 2階 讃岐Aの間
愛媛県	平成28年12月8日	木	13:30 ~ 15:00	テクノプラザ愛媛 テクノホール
高知県	平成28年12月9日	金	13:30 ~ 15:00	高知商工会館
福岡県	平成29年3月2日	木	13:30 ~ 15:00	福岡県中小企業振興センタービル 大ホール
佐賀県	平成28年12月9日	金	14:00 ~	アバンセ ホール
長崎県	平成28年11月25日	金	14:00 ~ 16:00	長崎県勤労福祉会館 2階講堂
熊本県	平成29年3月1日	水	14:00 ~	熊本県庁本館 地下大会議室
大分県	平成28年11月28日	月	14:00 ~	トキハ会館 ローズの間
宮崎県	平成28年11月9日	水	14:00 ~ 16:00	MRTミツ2階ダイヤモンドホール
鹿児島県	平成29年2月7日	火	14:00 ~ 16:00	かごしま県民交流センター 中ホール
沖縄県	平成28年11月18日	金	14:00 ~ 15:30	沖縄県市町村自治会館 ホール

(平成28年10月14日現在)

中小企業向け個人情報保護法説明会を開催します。

平成29年3月2日(木) 13:30~15:00

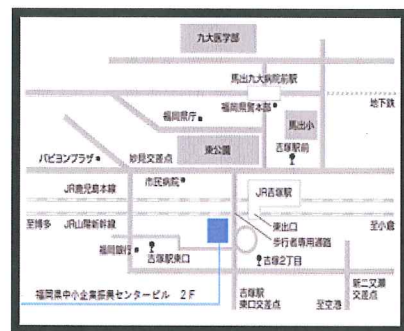
福岡県中小企業振興センタービル 大ホール

平成27年9月に改正個人情報保護法が公布され、来年春頃に全面施行されます。これまでは「保有する個人情報の数が5,000以下の事業者」には個人情報保護法が適用されませんでした。今回の改正により個人情報を取り扱うすべての事業者が個人情報保護法の対象となります。

そのため、新たに対象となる中小企業や小規模事業者向けに、個人情報の取扱いに関する基本的なルールをご紹介します説明会を開催いたします。中小企業に限らずご興味ある方であればどなたでもご参加いただけますので、この機会を是非ご活用ください。

日時：平成29年3月2日(木) 13:30~15:00
(受付 13:00~)

場所：福岡県中小企業振興センタービル 大ホール
(福岡市博多区吉塚本町9番15号)
福岡県中小企業振興センタービル 2階)



定員：324名

対象：中小企業、小規模事業者、個人事業者、その他ご興味ある方

参加費：無料



参加申込書

福岡県総務部県民情報広報課 情報公開係 行き
(FAX 092-643-3107)

出席者		会社名	
ご氏名		職名	
連絡先	電話		
	FAX		
	e-mail		

ご記入いただいた個人情報は、参加申込みの受付その他の本説明会の運営のためにのみ使用し、他の目的には使用しません。

※個人情報保護委員会ホームページにおいても改正個人情報保護法に関する広報資料を掲載しておりますのでご覧ください。 URL: <http://www.ppc.go.jp/personal/pr/>

個人情報保護委員会